

9 月 1 4 日 (木)

(第 3 日 目)

平成29年第3回南関町議会定例会（第3号）

平成29年9月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第2号 | 平成28年度南関町財政健全化判断比率の状況について |
| 日程第2 | 議案第37号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成29年度南関町一般会計補正予算（第2号）) |
| 日程第3 | 議案第38号 | 南関町加工品開発センターの設置及び管理に関する条例の
制定について |
| 日程第4 | 議案第39号 | 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程第5 | 議案第40号 | 南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正す
る条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第41号 | 南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第7 | 議案第42号 | 南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第8 | 議案第43号 | 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第44号 | 平成28年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第45号 | 平成28年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第11 | 議案第46号 | 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について |
| 日程第12 | 議案第47号 | 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第13 | 議案第48号 | 平成28年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第14 | 議案第49号 | 平成28年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
認定について |

- 日程第15 議案第50号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第51号 平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第52号 平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第53号 平成29年度南関町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第54号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第55号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第56号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第57号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第58号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第59号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第25 委員会報告について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願
- 日程第26 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・請願付託の件」
請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願
- 追加日程第1 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願
- 追加日程第2 閉会中の継続審査について
「文教厚生常任委員会・請願付託の件」
請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願
- 追加日程第3 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

9番 山口純子君

10番 本田眞二君

11番 橋永芳政君

12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町長 佐藤安彦君 税務住民課長 赤木二三也君

副町長 雪野栄二君 福祉課長 北原宏春君

教育長 大里耕守君 経済課長 西田裕幸君

総務課長 大木義隆君 建設課長 古澤平君

会計管理者 寺本一誠君 教育課長 島崎演君

まちづくり課長 坂田浩之君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 深浦正勝君 書記 橋本真由美君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 報告第2号 平成28年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、報告第2号、平成28年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 判断比率の中で、ここでは数字として出ておりませんが、財政が硬化する数字を表すとば、提出された決算書の後ろのほうに監査委員さんたちのまとめられた結果で載っておりますが、今年は94.どこかになっとったと思いますが、このことについてのコメントを一言求めたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（大木義隆君） ただいま御質問の件ですけれども、経常収支比率、確かに95%近くとなっております。硬直化が進んでいるという御指摘かと思いますが、済んだよかったプロジェクト事業がもう5年を経過して、その分が経常経費のほうに算入されるということで、若干、このごろ上がってきたということでございます。これは硬直化していくという判断ができますので、これはもう下げていく必要があるということは認識をいたしております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） これから特に庁舎、公民館、それぞれもう耐震化を満たしておりませんので、今から新しいものを造る方向に今検討中でもありますし、動いていこうと思います。ますます絶対必要な額が増えていくわけです。それで、ある程度、どこかでどの事業かを切っていくというごたることも必要になると思いますので、そここのところの覚悟だけ求めたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今、本田議員のそういった御指摘でございまして、一つだけ、今回の議会の中でも御報告させていただきました。小中学校の校舎・体育館等の耐震化等につきましては、もうすべてクリアでき、もう終わりましたし、今年度の吊り天井の工事で、ほぼ小中学校のそういった大きなハード面の改修は終わることになりますので、今お話がありましたコンパクトシティ構想に伴う庁舎の建築とか、

そういったものが大きな工事の、恐らく近いうちではそういったものが中心に最後になるんじゃないかなと思っておりますので、今後、将来を見据えてそのほかの全体的な数値の問題だけでなく、まちづくりはどういった方向に進むかということとを、そういったものも含めてじっくりと検討させていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） それでは、これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成29年度南関町一般会計補正予算（第2号））

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第37号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第38号 南関町加工品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第38号、南関町加工品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 38 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号、南関町加工品開発センターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 39 号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第 4、議案第 39 号、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 40 号 南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第40号、南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第41号 南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第41号、南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号、南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第７ 議案第４２号 南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第７、議案第４２号、南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号、南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第８ 議案第４３号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第８、議案第４３号、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第４３号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第９ 議案第４４号 平成２８年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第９、議案第４４号、平成２８年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第４４号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号、平成２８年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第１０ 議案第４５号 平成２８年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第１０、議案第４５号、平成２８年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第４５号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、平成２８年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第１１ 議案第４６号 平成２８年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第１１、議案第４６号、平成２８年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号、平成２８年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第１２ 議案第４７号 平成２８年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第１２、議案第４７号、平成２８年度南関町簡易水道事

業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成28年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第13 議案第48号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第13、議案第48号、平成28年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成28年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第 14 議案第 49 号 平成 28 年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出
決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第 14、議案第 49 号、平成 28 年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 49 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、平成 28 年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 50 号 平成 28 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入
歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第 15、議案第 50 号、平成 28 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 50 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第16 議案第51号 平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第16、議案第51号、平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第17 議案第52号 平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第17、議案第52号、平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第18 議案第53号 平成29年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第18、議案第53号、平成29年度南関町一般会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成29年度南関町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第54号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第19、議案第54号、平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第55号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第20、議案第55号、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第56号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第21、議案第56号、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第57号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第22、議案第57号、平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予

算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第58号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第23、議案第58号、平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第59号 業務委託変更契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 日程第24、議案第59号、業務委託変更契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 別に議案にどうのこうのではございませんが、今、工事区間におきましては、盛土といたしますか、砂で泥を掘削して盛土したところの道路改良でございますので、雨等でまた再度土砂が崩れる恐れがありますので、県のほうには十分御指導をお願いして、完成に至るまで十分監督等をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 答弁はいいということですので、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、業務委託変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第25、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 南関町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第3号。

付託年月日、平成27年3月11日。

件名、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、既存の通学路拡幅工事（南関中学線）の改良工事は平成28年度より着手予定であったが、平成29年度に繰越しとなった。また、国道の歩道拡幅工事は計画されているので、今後、事業実施の状況を引き続き調査したい。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書は継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第26 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第26、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました請願第1号、青少年健全育成基本法の制定を求める請願について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 請願審査報告書。

南関町議会議長、酒見喬様。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成29年3月10日。

件名、青少年健全育成基本法の制定を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、請願事項の内容等について詳しく検討する必要があるため、継続とする。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第1号、青少年健全育成基本法の制定を求める請願は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

ただいま総務産業常任委員会委員長ほかから、閉会中の継続審査の件など6件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件など6件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

○議会事務局長（深浦正勝君） （議案書朗読）

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライ

ン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願第3号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願第1号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配り

しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正など字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 29 年 第 3 回 定 例 会

平成 29 年 9 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬

編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 深 浦 正 勝

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316

電 話 (0968) 53-1111

